

令和8年度 各務原市一般廃棄物処理実施計画

1 実施計画の位置付け

この実施計画は、令和3年3月に策定した各務原市ごみ処理基本計画に基づき、市内から発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、並びに同基本計画の推進及び実施のために必要な令和8年度の排出抑制、再資源化、収集運搬、住民に対する広報・啓発活動等について定めるものとする。

2 事業年度

令和8年度 (令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで)

3 一般廃棄物の排出状況

| | |
|--------------|-----------------|
| 1) 計画処理区域 | 各務原市全域 |
| 2) 計画処理人口 | 143,929 人 |
| 3) ごみの排出量 | 42,820 トン/年 |
| 4) し尿の排出量 | 2,374 キロリットル/年 |
| 5) 浄化槽汚泥の排出量 | 38,155 キロリットル/年 |

4 一般廃棄物の処理主体

| 種 類 | 収 集 主 体 | | 処理・処分主体 |
|----------------|---------|---|------------------|
| ご み | 委 託 | 各務原衛生株式会社 各務原清掃株式会社 株式会社高島衛生 三新硝子株式会社 トバナ産業株式会社 | 各 務 原 市 |
| | | 各務原市資源回収有限責任事業組合 | |
| | 許 可 | 各務原衛生株式会社 各務原清掃株式会社 株式会社高島衛生 トバナ産業株式会社 | 許可業者の 処理施設で処分 |
| | | 株式会社美濃ラボ | |
| その他 | 自己搬入 | | |
| し 尿 | 許 可 | 各務原衛生株式会社 トバナ産業株式会社 | 各 務 原 市 |
| 浄化槽汚泥 | 許 可 | 各衛サービス株式会社 トバナ産業株式会社 | |
| 特定家庭用 機器廃棄物 | 許 可 | 各務原衛生株式会社 各務原清掃株式会社 株式会社高島衛生 トバナ産業株式会社 | 製 造 業 者 |
| 感染性一般 廃棄物 | 許 可 | 中部メディカル有限会社 | 許可業者の 処理施設で処分 |

| 種 類 | 処 理 主 体 | | |
|-----|---------|-------------------------|--------------------|
| 緑ごみ | 許 可 | 株式会社佐合木材 濃尾第一生コン株式会社 | 許可業者の処理 施設で再資源化 |

5 処理計画

1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化

| | |
|-------------------|---|
| <p>排出抑制の方法</p> | <p>ビン類、カン類、ペットボトル及び紙パックの分別収集を市内全域で実施し、再資源化することによりごみの排出を抑制する。</p> |
| <p>再資源化の方法及び量</p> | <p>古紙類は、市内に整備した古紙回収ステーションにおいて拠点回収し、再資源化する。併せて川島地区に限り、古紙及び古着は、市においても回収し、再資源化する。</p> <p>古紙類は、市内に整備した古紙回収ステーションにおいて拠点回収し、再資源化する。ただし、川島地区に限り、古紙及び古着は、市においても回収し、再資源化する。</p> <p>拠点回収予定量 780 トン／年 行政回収予定量 10 トン／年</p> <p>ビン類、カン類、ペットボトル及び紙パックの分別収集を市内全域で実施し、再資源化する。なお、回収したペットボトルは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に基づき、指定法人において再資源化する。</p> <p>ビン類回収予定量 470 トン／年 カン類回収予定量 160 トン／年 ペットボトル回収予定量 180 トン／年 紙パック回収予定量 5 トン／年</p> <p>市内から排出されるせん定枝刈り草・落ち葉などの緑ごみは、全て民間の源化再資施設において再資源化する。(アルゼンチンアリの生息による緑ごみリサイクル禁止区域を除く)</p> <p>緑ごみ再資源化予定量 4,610 トン／年</p> <p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)に基づき回収した小型家電は、国の認定を受けた事業者において再資源化する。</p> <p>小型家電回収予定量 10 トン／年</p> |

イ 収集・運搬計画

| | | | |
|------------------|---|--|-------------------------|
| 収集・運搬する 廃棄物の量 | 可燃ごみ | 25,270 トン／年 | |
| | 不燃・粗大ごみ | 1,090 トン／年 | |
| | 資源ごみ | 820 トン／年 | |
| | 有害ごみ | 30 トン／年 | |
| | 緑ごみ | 1,570 トン／年 | |
| 収集区域の範囲 | 各務原市全域 | | |
| 収集回数 | 可燃ごみ | 週2回 | |
| | 不燃・粗大ごみ | 月1回 | |
| | 資源ごみ | 月1回 | |
| | 有害ごみ | 月1回 | |
| | 緑ごみ | 年16回 | |
| | 小型家電 | 随時 | |
| | インクカートリッジ | 随時 | |
| | ただし、川島地区は、以下のとおりとする。 | | |
| | 可燃ごみ | 週2回 | |
| | 不燃・粗大ごみ | 月1回 | |
| | 資源ごみ | 月1回 | |
| | 有害ごみ | 月1回 | |
| | 古紙・古着 | 年10回 | |
| | 緑ごみ | 年16回 | |
| | 小型家電 | 随時 | |
| | インクカートリッジ | 随時 | |
| | 収集の方法 | ステーション方式 ただし、資源ごみのうち小型家電及びインクカートリッジについては、回収BOXを常設し、市民が直接搬入する方式でも回収する。 | |
| | 収集運搬する廃棄物 の排出先 | 可燃ごみ 不燃・粗大ごみ 資源ごみ 有害ごみ 緑ごみ | 北清掃センター |
| | | 緑ごみ | 株式会社佐合木材 濃尾第一生コン株式会社 |
| 事業系ごみ | <p>事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者が自ら処理する。各務原市内の事業者は、北清掃センターへ搬入することができる。また、事業者が自ら搬入できない場合は、許可業者に収集及び運搬を依頼することができる。</p> <p>なお、家庭ごみと同質の燃やすごみ(生ごみ等)は、収集日1日当たり3袋以内に限り事業用ごみ袋に入れ、ごみを出すごみステーションを管理している自治会の了解を得て出すことができる。</p> | | |

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の許可の種類、収集区域の指定

| 一般廃棄物収集運搬業許可業者名 | 許可の種類 | 収集区域 |
|-----------------|-------------------------------------|---|
| 各務原衛生株式会社 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物及びし尿 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物にあつては、鶉沼地区及び那加地区の一部、稲羽地区の一部 し尿にあつては、川島地区を除く各務原市内 |
| 各務原清掃株式会社 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物 | 蘇原地区、那加地区の一部及び稲羽地区の一部 |
| 株式会社高島衛生 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物 | 川島地区(ただし、川島笠田町地内東海北陸自動車道以西(河川環境楽園関連施設)は除く。) |
| トバナ産業株式会社 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物にあつては、川島笠田町地内東海北陸自動車道以西の河川環境楽園関連施設 し尿及び浄化槽汚泥にあつては、川島地区 |
| 各衛サービス株式会社 | 浄化槽汚泥 | 川島地区を除く各務原市内 |
| 中部メディカル有限会社 | 胞衣及び産汚物並びに病理検体 | 公立学校共済組合東海中央病院、ゆりかご助産院及びにこ助産院 |
| 株式会社美濃ラボ | 実験動物の屍体及び糞マット | エーザイ株式会社川島工場 |

エ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集・運搬する車両

| 一般廃棄物収集運搬業許可業者名 | 車体の形状 | 数量 |
|-----------------|--------------|----|
| 各務原衛生株式会社 | 塵芥車 | 12 |
| | キャブオーバ | 5 |
| | バン | 1 |
| | バン(軽自動車) | 1 |
| | 糞尿車 | 3 |
| 各務原清掃株式会社 | 塵芥車 | 16 |
| | ダンプ | 1 |
| | キャブオーバ | 6 |
| | キャブオーバ(軽自動車) | 1 |
| 株式会社高島衛生 | 塵芥車 | 10 |
| | キャブオーバ | 4 |

| | | |
|-------------|-------|----|
| トバナ産業株式会社 | ダンプ | 2 |
| | 塵芥車 | 2 |
| | 糞尿車 | 8 |
| 各衛サービス株式会社 | 糞尿車 | 12 |
| 中部メディカル有限公司 | バンプ | 2 |
| 株式会社美濃ラボ | 冷蔵冷凍車 | 4 |

オ 中間処理計画

(ア) 処理施設の概要

| 施設名 | 所在地 | 形式・公称能力 | |
|-------------|-------------------|---------|---------------------|
| 各務原市北清掃センター | 各務原市 須衛2500番地1 | シャフト炉 | 192トン/日 (64トン/日×3炉) |
| | | 回転式破砕機 | 34トン/日 |
| | | カン類 | 磁気選別式プレス機 3トン/日 |
| | | ビン類 | 手選別 6トン/日 |
| | | ペットボトル | 手選別式減容結束機 3トン/日 |
| | | 紙パック | 手選別 |

(イ) 関連施設の概要

| 施設名 | 所在地 | 形式 | 公称能力 |
|-------------|------------------|--------|---------|
| 株式会社佐合木材 | 各務原市須衛町7丁目41番地 | ハンマーミル | 153トン/日 |
| | | 外方切削 | 200トン/日 |
| 濃尾第一生コン株式会社 | 各務原市前渡東町9丁目215番地 | ハンマーミル | 80トン/日 |

(ウ) 搬入される廃棄物の量

| 搬入先 | 収集・運搬する廃棄物の量 | 直接搬入される廃棄物の量 |
|-------------|--------------------|-------------------------------|
| 各務原市北清掃センター | 可燃ごみ 25,270 トン/年 | 可燃ごみ 670 トン/年 |
| | 不燃・破砕ごみ 1,090 トン/年 | 不燃・破砕ごみ 1,110 トン/年 |
| | 資源ごみ 820 トン/年 | 事業系ごみ 8,420 トン/年 (許可業者収集分) |
| | 有害ごみ 30 トン/年 | |
| 古紙回収業者 | 古紙・古着等 790 トン/年 | — |
| 緑ごみ再資源化業者 | 緑ごみ 1,570 トン/年 | 緑ごみ 3,040 トン/年 |

(エ) 残渣の量及び処分方法

| 施設名 | 残渣の量 | 処分方法 |
|-------------|--------------------------------------|---|
| 各務原市北清掃センター | スラグ | スラグ・メタルは、それぞれ建設資材等として有効利用する。 ばいじんは、埋立処分(キレート処理後処分委託)又は再資源化処理を行う。(委託処理) 再資源化処理 埋立処分 |
| | メタル | |
| | ばいじん | |
| | 2,060 トン/年 420 トン/年 1,640 トン/年 | |
| | | 1,140 トン/年 500 トン/年 |

カ 最終処分計画

最終処分の概要

下記の業者に焼却残渣等の処分業務及び再資源化処理業務を委託する。

| | 名称 | 所在地 | 施設名 | 施設所在地 |
|--------|---------------|-----------------------|------------------|-----------------------|
| 埋立処分 | グリーンフィル小坂株式会社 | 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部60-1 | グリーンフィル小坂 | 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢96-29 |
| 再資源化処理 | 三池製錬株式会社 | 福岡県大牟田市新開町2-1 | 三池製錬株式会社溶錬工場 | 福岡県大牟田市新開町2-1 |
| | 三菱マテリアル株式会社 | 東京都千代田区丸の内3-2-3 | 三菱マテリアル株式会社直島製錬所 | 香川県香川郡直島町40-49-1 |
| | 中部リサイクル株式会社 | 愛知県名古屋市中区昭和町18 | 中部リサイクル | 愛知県名古屋市中区昭和町18 |

キ 特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機)廃棄物の取扱い

(ア) 特定家庭用機器小売販売業者による引取り

特定家庭用機器廃棄物は、原則として特定家庭用機器小売販売業者が引き取り、指定引取場所に引き渡すものとする。(羽島郡岐南町伏屋3丁目224番地 伊勢志摩陸運有限会社岐阜営業所)

| 地区 | 収集日 | 集積場 | 収集者 | 備考 |
|--------|-----|-----|---------------|---|
| 各務原市全域 | 随時 | なし | 特定家庭用機器小売販売業者 | ・再商品化券が貼付されていること。 ・特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に定める指定引取場所に引き渡すこと。 |

なお、小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を次の者に委託することができる。

- ・各務原衛生株式会社、各務原清掃株式会社、株式会社高島衛生、トバナ産業株式会社
- ・岐阜県知事が許可した産業廃棄物収集運搬許可業者（許可品目に廃プラスチック、金属、ガラスくずを有していること。）

(イ) 一般廃棄物収集運搬許可業者による引取り

小売業者が引取りを断った特定家庭用機器廃棄物については、次のとおりとする。

| 地区 | 収集日 | 集積場 | 収集者 | 備考 |
|-------------------------------------|-----|-----|------------------------|--|
| 各務原市のうち川島地区を除く地域 | 随時 | なし | 各務原衛生株式会社 各務原清掃株式会社 | ・再商品化券が貼付されていること。 ・特定家庭用機器再商品化法に定める指定引取場所に引き渡すこと。 |
| 各務原市のうち川島地区（河川環境楽園関連施設を除く。） | 随時 | なし | 株式会社高島衛生 | ・再商品化券が貼付されていること。 ・特定家庭用機器再商品化法に定める指定引取場所に引き渡すこと。 |
| 各務原市のうち川島地区の限定された地域（河川環境楽園関連施設に限る。） | 随時 | なし | トバナ産業株式会社 | ・再商品化券が貼付されていること。 ・特定家庭用機器再商品化法に定める指定引取場所に引き渡すこと。 |

(ウ) 連携協定締結事業者による引き取り

各務原市とリネットジャパンリサイクル株式会社及びSGムービング株式会社との連携と協定に関する協定書に基づくもの。

| 地区 | 収集日 | 集積場 | 収集者 | 備考 |
|--------|-----|-----|-------------|---|
| 各務原市全域 | 随時 | なし | SGムービング株式会社 | ・再商品化券は収集者が用意する。 ・特定家庭用機器再商品化法に定める指定引取場所に引き渡すこと。 |

ク 家庭系パソコン機器廃棄物の取扱い

平成15年9月30日以前に販売された家庭系パソコン機器廃棄物は、製造業者等の定める回収再資源化料金を支払い、再商品化等（リサイクル）に協力するものとする。また、小型家電リサイクル法に基づく家庭系パソコンの回収を行う。

ケ 市民清掃により排出される廃棄物の取扱い

7月及び11月に行う「市民清掃の日」に伴って排出される廃棄物の収集及び運搬は、市が委託する者が行い、処理については、北清掃センターのごみ処理施設と株式会社佐合木材及び濃尾第一生コン株式会社の緑ごみ再資源化施設で行うものとする。

コ ごみ出しに関するルール及び収集日程

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、各務原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年条例第11号）等によるほか、詳細については、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ出しガイドブック、市ウェブサイト等による。

サ オートバイ（二輪車）の取扱い

オートバイ（二輪車）は、廃棄二輪車取扱店又は全国の指定引取窓口引き渡し、再商品化等（リサイクル）に協力するものとする。

シ 在宅医療廃棄物の取扱い

在宅医療に伴い家庭から排出される医療廃棄物については、注射針等の感染性があると疑われるものは、患者・家族等が医療機関へ持ち込み、感染性医療廃棄物として処理し、非感染性の廃棄物のうち可燃性の廃棄物は「燃やすごみ」として、不燃性の廃棄物は「分別して出すごみ」として収集する。

ス その他

(ア)住民に対する広報・啓発活動

| | |
|---------------|---|
| ごみ減量啓発 | 広報紙、市ウェブサイト等を通じて、ごみ減量の普及・啓発を行う。 |
| 出前講座 | 出前講座を引き続き実施し、小・中学校及び各種団体へ、各務原市のごみの現状や正しいごみ処理方法などを呼びかける。 |
| 北清掃センター学習会 | 北清掃センターの見学を通じて、ごみの分別処理についての理解を深め、ごみの分別の徹底や減量に対する意識の高揚を図る。 |
| 食品ロス削減の啓発 | 食品ロスの削減について、広報紙や市ウェブサイト、各種イベント等での啓発活動を行う。 |
| 外国人への啓発 | 資源、ごみの分別方法等を記載した外国語版ごみ出しガイドブックの配布を行う。 |
| リユースに関する広報・啓発 | 市民に対してまだ使用できる家具や家電などのリユースに関する広報・啓発を行う。 |

2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

| 処理の方法 | 処理区域等 | 処理人口 |
|-------|------------|-----------|
| 下水道 | 2,702.6 ha | 121,321 人 |

イ し尿・汚泥の処理計画

収集・運搬計画

a 収集区域の範囲 各務原市全域

し尿収集区域

| 業者名 | 収集区域 |
|-----------|--------------|
| 各務原衛生株式会社 | 川島地区を除く各務原市内 |
| トバナ産業株式会社 | 各務原市川島地区内 |

浄化槽汚泥収集区域

| 業者名 | 収集区域 |
|------------|--------------|
| 各衛サービス株式会社 | 川島地区を除く各務原市内 |
| トバナ産業株式会社 | 各務原市川島地区内 |

b 収集・運搬する廃棄物の量の見込み、回数及び方法など

| 種類 | 収集運搬量 | 収集区域 | 収集回数 | 収集方法 |
|-------|----------------|--------|-------|--------------------|
| し尿 | 2,374キロリットル／年 | 各務原市全域 | 随時 | バキューム式収集運搬車による個別方式 |
| 浄化槽汚泥 | 38,155キロリットル／年 | 各務原市全域 | 年1回以上 | バキューム式収集運搬車による個別方式 |

c 収集・運搬する車両

| 収集運搬車 | 名称 | 数量 |
|------------|-----|----|
| 各衛サービス株式会社 | 糞尿車 | 12 |
| 各務原衛生株式会社 | 糞尿車 | 3 |
| トバナ産業株式会社 | 糞尿車 | 8 |

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設の概要

| 施設名 | 所在地 | 処理方式・公称能力 | 放流先 |
|--------------|------------------|-------------------------------|-------|
| 各務原市クリーンセンター | 各務原市蘇原宮塚町2丁目70番地 | 前脱水型循環脱窒素処理方式 126 キロリットル/日 | 公共下水道 |

(イ) 搬入される廃棄物の量

| 搬入者 | 種別 | 搬入予定量 |
|------------|-------|-----------------|
| 各務原衛生株式会社 | し尿 | 2,156 キロリットル/年 |
| トバナ産業株式会社 | し尿 | 218 キロリットル/年 |
| 各衛サービス株式会社 | 浄化槽汚泥 | 36,755 キロリットル/年 |
| トバナ産業株式会社 | 浄化槽汚泥 | 1,400 キロリットル/年 |

(ウ) 残渣の量及び処分方法

| 残渣の量 | 処分方法 |
|----------------------------------|---|
| 脱水汚泥 1,250 トン/年 し渣・沈砂 50 トン/年 | 脱水汚泥は、再資源化処理(乾燥)を行う(委託処理)。 し渣・沈砂は焼却処分(サーマルリサイクル)を行い、焼却処分後の残渣は、埋立処分を行う(委託処分)。 |

エ 最終処分計画

最終処分の概要

下記の業者に再資源化処理業務及び焼却処分業務を委託する。

| 名 称 | 所在地 | 施設名 | 施設所在地 |
|------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 三重中央開発株式会社 | 三重県伊賀市予野字鉢屋4713 | 三重リサイクルセンター | 三重県伊賀市予野字鉢屋4713 |